



令和5年8月31日

報道関係者各位

## 令和5年度第1回山形県文化財保護審議会における 山形県指定有形文化財の指定解除の答申について

令和5年8月31日（木）に開催された標記審議会において、下記のとおり知事へ答申されましたので、お知らせいたします。

なお、指定解除については、今後の県公報での告示をもって正式に解除となります。

### 記

#### 1 答申の内容

県指定有形文化財の指定解除 1件

種別	文化財の名称・員数	旧所有者	解除の理由
絵画	しほんたんさいさいれいずかん 紙本淡彩祭礼図巻 まつむらごしゅんひつ 松村呉春筆 一卷	個人	火災により焼失したため

#### 2 今回答申後の県指定文化財の件数について

	現在の 指定件数	今回答申の 件数	合 計
総 数	5 2 6	△ 1	5 2 5
うち有形文化財（絵画）	7 8	△ 1	7 7

#### 【問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課  
課長補佐（文化財保存担当） 森谷  
TEL：023-630-2881  
FAX：023-624-9908  
報道監 観光文化スポーツ部次長 丸子